

## 要望事項6 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく治水対策の強化について

最近の気候変動等により、雨の降り方が局地化、激甚化してきており、豪雨の発生が以前より増えてきているなど、災害発生のリスクが高まっている状況にある。

実際、平成27年9月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊や平成28年8月の台風による北海道・東北地方の中小河川等で氾濫が発生した。

これらを踏まえ、国においては「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、平成29年度には、中小河川も含めた全国の河川で「水防災意識社会再構築」の取組を加速化させるため、「水防法等の一部を改正する法律」が施行された。

また、中小河川緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ、再度氾濫防止対策や水位計の設置などを推進することとした。

しかしながら、平成30年7月豪雨では、西日本を中心に河川氾濫や土砂崩壊が各地で同時多発的に発生し、多くの尊い人命と国民の財産が奪われた。

今後、頻発・激甚化する豪雨災害に対応するためには、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、治水対策（ハード・ソフト対策）強化が極めて重要であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

- 1 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保  
県が管理する河川において、中小河川緊急治水対策プロジェクト等の治水対策を推進するため、必要となる予算の十分かつ安定的な確保を図ること。
- 2 国管理河川のハード対策の推進  
国が管理する河川の流域には、人口、資産等が集中していることから、治水安全度を高めるため、河川整備の加速化を図ること。
- 3 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施  
大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難を実現するため、住民自らが避難行動を起こす意識付け等の取組を流域の市町村等と一体となって推進すること。

#### 4 国と関係県等との連携強化

効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、関係県、市町村等との連携強化を図ること。